

**街なみ環境整備事業
事業再評価報告書
(大町中心市街地地区)**

平成21年11月
長野県大町市

街なみ環境整備事業再評価

評価主体名 長野県大町市

評価時期 平成21年11月30日

事業地区名	大町中心市街地地区	整備方針承認時期	平成10年2月18日
1 事業概要	事業目的	<p>大町中心市街地地区は、古くから周辺地域からの物資の集散地として、また、越後と信濃を結ぶ「塩の道」(千国街道)の荷継ぎ宿として栄えてきた。その歴史を偲ばせる歴史博物館、民家、土蔵等があり、古い地割も残っている。</p> <p>自然と文化に恵まれた当地域の立地条件を活かして、水と緑に満ちた「ゆとりとうるおいのある住環境整備」を整備目的とする。</p> <p>また、本事業は、「大町市中心市街地まちづくり要綱」に基づき実施されるものである。</p>	
	地区面積	25.0ha	
	事業期間	平成10年度～平成25年度	
	整備内容	<p>小公園・緑地整備(8箇所)、生活環境施設整備(1箇所)、道路美装化(5路線)、電線地中化(1区域)、下排水整備(2区域)、空家除去、案内板の設置、住宅の修景整備</p>	
2 着工時期	平成10年4月1日		
3 進捗状況	<p>b.計画より遅れている</p> <p>b1.改善案により遅れを取り戻す予定</p> <p>改善案</p> <p>事業の需要見込みや住民要望の変化等、事業を巡る社会経済情勢の変化、事業の投資的効果及び事業の進捗状況、残事業の内容等について見直しを実施した。</p> <p>その結果、地元要望の高いもの及び事業実施の実現性の高い事業について継続とし、それ以外の事業については、見直しによる計画廃止とした。</p>		
4 事業を巡る社会経済情勢、自然環境条件の変化の有無	<p>事業の変化、休止又は中止につながるような変化の有無</p> <p>a.有</p> <p>変化の内容</p> <p>本事業は、平成8年に基本方針を策定し、平成9年に計画策定を行ない平成10年度から実施してきたところである。小公園整備、道路美装化及び住宅の修景整備により、事業目的である「ゆとりとうるおいのある住環境整備」について一定の成果が得られた。しかしながら、事業実施から11年を経過した現在、一部事業については、実施の優先度が相対的に低下し、市財政状況等も考慮すると計画された全ての事業を実施することは困難な状況にあり、事業の見直しが必要である。</p>		
5 地元の合意形成の状況	<p>a.概ね合意</p> <p>状況の詳細と理由</p> <p>再評価実施にあたり、地元住民への説明会とアンケートによる意向調査を行った。</p> <p>その結果、官民協働によるまちづくり推進を要望する声が多くあり、またアンケート調査では、歴史的・文化的街なみとその環境を保全し、歴史と文化を活かしたまちづくりを行っていくことに、「積極的に行っていくべき」、「必要に応じて行っていくべき」の回答が92.6%を占めた。</p> <p>よって、今後とも住民自らの意思でまちづくり推進が進められていくよう、行政としての効果的なサポートを行っていく。</p>		

6 建設コスト縮減	<p>建設コスト縮減方策の検討、実施状況</p> <p>本事業の見直し後の事業を実施するにあたっては、経済性や施工性を考慮し、コスト縮減に引き続き努める。</p>
7 事業目的を達成しうる代替案の検討	<p>事業目的を達成しうる代替案の検討結果</p> <p>b.代替案によることが有効</p> <p>b2.計画の変更による代替案</p> <p>内容</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本事業の見直しにより、廃止とした事業について代替整備が可能であるかの検討を行った。</p> <p>その結果、他事業による代替整備などにより、一部の事業については事業目的が補完されるものと思慮される。</p> </div>
8 B / Cの値	<p>$B / C = 1.24$</p> <p>「街なみ環境整備事業の費用対効果分析マニュアル(案)」(平成15年2月 国土交通省住宅局市街地住宅整備室)に基づき実施。</p> <p>CVMによる費用対効果分析。</p> <p>・総便益(B):約6.26億円 ・総費用(C):約5.06億円</p>
9 事業の必要性、効果の再評価	<p>(A指標)</p> <p>事業の実施により、整備区域内の接道不良住宅の割合及び住宅戸数密度を低減するものであること</p> <p>事業の実施により、必要な公共空間(道路、公園等)の確保をおこなうものであること</p> <p>事業の実施により、街づくり協定等に沿った住宅等の修景が行われること</p> <p>事業の実施により、電線の地中化、道路の美装化等公共空間の景観向上が図られるものであること</p> <p>(B指標)</p> <p>下記のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県または市町村の住宅マスタープラン等に位置づけ ・中心市街地活性化法の基本計画等法律に基づく地域計画に位置づけ ・文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地域 ・都市計画法に基づく地域地区、地区計画により景観形成が必要な地区として位置づけ ・都道府県または市町村が策定する条例・街づくり要綱等で景観形成が必要な地域として位置づけ <p>下記のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街なみ形成のための活動支援または景観形成のため生活環境施設を整備 ・景観に配慮したストリートファニチャー、案内板等を整備 ・景観に配慮した水路の整備を実施 <p>公共投資の費用対効果 $B / C' \geq 2$ (ただし $C' = \text{国費} + \text{地方費}$)</p>